

(保 225)

令和 3 年 1 2 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 84）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 84）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 84）

（令 3. 11. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 30 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 84）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年11月30日付けで薬事承認された「アキュラシード SARS-CoV-2 抗原」（富士フイルム和光純薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年11月30日より保険適用となる。

【インフルエンザ核酸検出】

問2 「鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のA型及びB型インフルエンザウイルスRNAの検出」を使用目的として令和3年11月30日付けで薬事承認された「スマートジーン Flu A, B」（株式会社 ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年11月30日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「11」インフルエンザ核酸検出を算定すること。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問3 令和2年3月6日付けで保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年11月30日付けで薬事承認された「ミュータスワコー SARS-CoV-2」（富士フイルム和光純薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年11月30日より保険適用となる。